

当事者支援の制度をめざして！！

第93回

～重度訪問介護従事者養成研修（行動障害支援課程） 研修を行います！！その2～

岩橋 誠治

全号でお伝えした通り、多摩市との共催で「重度訪問介護従事者養成研修・行動障害支援課程」（以下重訪研修）を行います。

重度訪問介護従事者養成研修（行動障害支援課程）

▽日時 2月6日(土)・7日(日)
午前9時30分～午後5時30分

▽場所 総合福祉センター16階集会所

▽対象 障がい者(児)の重度訪問介護または移動支援に従事することを希望している、または既に従事している方で両日とも参加できる方

▽定員 20人(応募者多数の場合は、無資格者・市内で従事する方を優先)

▽費用 1万円(テキスト代含む)

▽内容 強度行動障がいがある方の支援などについての講義および演習(本研修を全日程受講した方は、重度訪問介護の資格が取得可)

▽共催 多摩市

▽申込・主催 1月31日(日)まで

にはがき、ファクシミリまたはメール(件名は「重訪研修申込み」)で、氏名・生年月日・年齢・性別・住所・電話番号・メールアドレス・

介護などに関する保有資格・登録事業所(予定含む)の有無を記入し、〒206-10025永山1-1-14ルミ

メール103たこの木クラブ

・FAX(389)1378、

✉rakonoki@s7.dion.ne.jp

(たま広報 2016.1.20 発行)

この間、事務スタッフの川久保さんが研修事業所の指定をとるために東京都とやり取りしてきました。事務が得意な彼は、「居宅介護従事者基礎研修等事業の手引」に則りサクサクと作業を進めてくれました。

ところが、講師の資格要件（講師履歴）やカリキュラム日程等内容にかかわる事柄についての指摘があり、広報期限のぎりぎりまでやり取りが続きました。

こちらが立てた講師は7名。すんなり通ったのは1名のみ。残り6名については「その他」の講師要件として理由書の提出を求められました。さらに、理由書を提出した6名のうち1名がさらに説明を求められ、1名は「ゲスト扱いにして欲しい」と言うのです。1名はその後了承されたのですが、残る1名は講師としては認められませんでした。その1名とは・・・

重度訪問介護を利用している当事者。「障害当事者を抜きに決めるな！」との訴えはどこへ？「演習だからこそ当事者の登場を」と願う私たちに対し「演習だからこそ支援する側でないとならない」というとの担当者。まったく納得がいかないのですが、タイムリミットということで、「ゲストならぬスーパーバイザー」として、2日目の演習に登壇いただき、日々の暮らしの様子や介助者とのやり取りを、利用者本人とともに考えていきたいと思います。

カリキュラム日程については、「1日目講義」「2日目演習」と手引には定められています。しかし、これはこれまで身体当事者たちが築いてきた重訪研修（「演習」は「実習」なので）であれば納得いく形だと思えます。しかし、1日目講義で2日目は演習という形では、受講する側も

研修を担う側も非常につらいものがあり、講義→演習→講義→演習という形に変更しました。

これについては、理由書を提出することですんなりと認められたのですが・・・

都とやり取りするたびに「のぞみの園が作成した強度行動障害支援者養成テキストを踏まえた研修にして欲しい」と繰り返す担当者。何を警戒しているのか？はたまた単にマニュアル通りにやることを求めているのかわかりませんが、資格研修を担う側としては、資格を与える側の要請に則して研修を実施するしかないと思っています。でも、講師のみなさんは、長年重度訪問介護が身体当事者以外にも対象を広げる事をそれぞれの立場で関わってきた人たち。

出来上がった形よりも前に、その形を作る中身に精通している方々で、研修が持つ本来の意味に即してそれぞれの担当を準備しています。

決して「のぞみの園」が作成したテキストのすべてを否定するつもりはありません。しかし、テキストの中身を見れば、「強度行動障害」という状態への対応が専らで、当事者自身の日常や暮らしにヘルパーはいかに関わっていくかがまるで書かれていないように思います。

重度訪問介護は「一人暮らしをしている障害当事者に対する支援」であり、利用の主体は障害当事者にあり、個々の自立生活という暮らしの場に関わろうとする人たちが支援の主体として向き合うための研修をいかに作り出すか？今回研修事業所申請をする中で、国や行政が考えている事と私たちが考えてきた事との違いを感じました。

「強度行動障害支援研修」も「行動援護研修」も「重度訪問介護行動障害支援課程」それぞれに担う「サービス」は違って当然だと思います。しかし、その区別なく同様の「研修テキスト」を使わせようとする都の担当者。そこには、当事者を対象者とし、当事者自身の暮らしというものを除き、「支援者や専門家が良しとする」支援のありようを研修という形で植え付けようとしているように感じます。

寺本さんの「重度訪問介護を使わせて」という記事に始まり、対象を拡大した事に伴う様々な取り組みを取り上げてきました。又「ズレてる支援！」にも著者（今回の研修に登壇）それぞれの切り口から重度訪問介護を巡る事柄が書かれています。

逆に、国や行政が設定した研修内容で果たして「強度行動障害」のある人たちの日常生活支援が担えるのだろうかという疑問を抱きます。入所施設や作業所といった一定の枠の中で展開できることと、「暮らし」という「いつ何が起こるかわからない」状況の中での取り組みとは大きく違ってきます。

「のぞみの園」のテキストのすべてを否定するつもりがないというのは、例えば「構造化」というテーマについて、構造化の必要性やその中身については、結構学べる部分があります。しかし、日々当事者と関わっていると、「構造化」というものを当事者自身が懸命に作り上げていることに気づきます。ただそれは、私たちが思い描くものとズレているためになかなか理解されず、否定されてしまう現実があります。

テキストに書かれてある「構造化」は、（個々人に則したとなっていますが）支援の側が作り

上げたものを当事者に与えていくという構図が常にあります。しかし、当事者自身が構造化していると思えば、当事者の側が築いた構造化が何かを私たちは知る術を考えなければならぬと思います。そして、彼らが描くものと私たちの社会が描くものとの相互作用の中で、「折を合わせる」ことに努めなければ、日々この社会で暮らす当事者の支援は担えず、支援の側の意図に当事者が合わせる中で、逆に「強度行動障害」を招いてしまうように感じます。

ということでは、

決して国が定めた研修内容を逸脱し、勝手な研修をやって、「資格を与えろ」などと迫るつもりは毛頭ありません。かえって国が定めた内容を、これまでの実践の中でさらに深めた「暮らしの支援」「当事者とのかわり」に活かせる研修にしていきたいと願っています。

研修が単に専門的な知識の取得ではなく、講師を担う人たち自身が現場の中で悩み続けていることも含め受講生のみなさんとともに考え一緒に研修を作っていきたいと願っています。

その意味では、無資格者優先・地元優先という枠は、実際の現場の中でお互いの思いを研修後も共有していきたいと願っています。

でも、10日の応募期間で20名の定員が埋まるとは考えられないので、すでに実践の場を持っている方々やすでに介助の仕事はしているけど、新たに知的当事者とも関わっていきたくないと願う方々にも呼びかけていきたいと思います。

みなさん！応募の方よろしくお祈りします。

※下記内容を記載して、FAX（024-389-1378）またはメール（takonoki@s7.dion.ne.jp）でお申し込みください。

【重度訪問介護従事者養成研修（行動障害支援課程）申込書】

ふりがな 氏名 生年月日	年 月 日生	年齢	才	男・女
住所	〒			
電話		Email		
介護等に関する 保有資格				
登録事業所 (予定も含む)	無・有（事業所名：			